

インボイス制度実務対応セミナー

～実務処理のポイントについて～

本年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス）制度がスタートしました。
なんとなく理解しているが、実際に何をどうすればいいのか詳しく知りたい！

本セミナーでは、インボイス制度のしくみと制度開始後におけるインボイスの処理業務の実務について詳しく説明いたします・

是非この機会に確認していただいて、適切なインボイス制度の実務処理に対応しましょう！

■日時：令和5年11月21日(火)

午後2時～午後4時

■会場：神戸町商工会
2階 会議室

■講師：公認会計士
税理士

三浦陽平氏



『インボイス制度』とは・・・

インボイス＝「適格請求書」を発行したり受け取って保存したりするルールのことです。

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

----- 受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください -----

神戸町商工会 行

FAX 0584-27-8022

申込締切日：11月15日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		E-Mail	

お尋ねしたいことがありましたら自由にご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

神戸町商工会

〒503-2305 岐阜県安八郡神戸町神戸520-1

TEL：0584-27-4185 FAX：0584-27-8022

主催：岐阜県商工会連合会 岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：神戸町商工会

（この事業は制度改正等の課題解決環境整備事業として開催します）